

青森県報

第三千六百三十三号

平成二十四年
十月十二日
(金曜日)

告 示

青森県告示第七百三十三号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

十和田市大字赤沼字下平四三七の一から四三七の三九まで、四三七の四一、四三七の四三から四三七の九二まで、四三七の九四から四三七の一一一まで、四三八の一から四三八の二四まで、四三八の二六、四三八の二九から四三八の三二まで、四三八の三四から四三八の三六まで

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林を解除しようとする理由

指定理由の消滅

青森県告示第七百三十四号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社商工組合中央金庫青森支店

青森市橋本一丁目

を

株式会社商工組合中央金庫青森支店

青森市長島二丁目

に改める。

目 次

告 示

保安林の指定解除予定……………(林 政 課) ……一
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……一

公 告

平成二十四年度ホールボディカウンタ等保守点検業務委託に係る一般競争入札……………(医療業務課) ……二
開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……二
男性警察官用冬帽子ほかの購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……三
建設業者の許可の取消し……………(三八地域
県民局) ……四
右 同……………(同) ……五

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事 務 局) ……五
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……五
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……六
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……六

人事委員会

人事委員会規則六一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則……………(職 員 課) ……六

公 告

平成二十四年度ホールボディカウンタ等保守点検業務委託に係る一般競争入札次のおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる業務委託

- 1 業務名 平成二十四年度ホールボディカウンタ等保守点検業務
 - 2 業務内容 入札説明書による。
 - 3 履行期限 平成二十五年三月十五日
- 二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 保守点検対象機器の製造メーカーであること又は製造メーカーの代理店であることを証明した者であること。

3 保守点検業務の実施方法について証明した者であること。

三 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、二に定める資格を有することについて証明書を作成し、平成二十四年十月二十二日までに青森県健康福祉部医療業務課長に提出しなければならない。

なお、証明書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 提出部数 一部

3 1の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ

電話 〇一七 七三九 九二八九

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階C会議室

2 日時 平成二十四年十月二十九日 午前十時

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第三百三十二条、第三百三十三条及び第五十九条の規定による。

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、証明書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

開発行為に関する工事の完了

次のおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十四年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（丁区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
十和田市大字三本木字稲吉一五の三九三、一五の四〇三、一五の四四六、一五の四五〇から一五の四五五まで及び一五の三九三地先	十和田市東二十三番町一六の一〇 有限会社コンノハウジング

男性警察官用冬帽子ほかの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

男性警察官用冬帽子ほか 総数 一万三千六百四十六点

二 納入期限

平成二十五年二月二十五日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

五 資格の審査等

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類及び生地見本等について、当該説明書併記の証明書等を添付の上、適正に提出しているものであること。

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）

により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十四年十一月五日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

七 入開札の日時及び場所

1 日時

平成二十四年十一月二十二日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Police officer's winter hat and others,

total of 13,646 items

(2) Specification and quantity

of other purchase will be referred to a bid manual
2 Place of delivery:
Aomori Prefectural Police HQ and 18 police stations in the prefecture
3 Due date:
25 February, 2013
4 Time limit for tender:
22 November, 2012
(Please refer to a bid manual in time.)
5 Contact Point for the notice:
Account Management Division
Accounting Bureau
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9098

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社珀建設
- 二 代表者の氏名 佐々木 ユリ
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字福田字下館三七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一七一五四号
- 五 取消年月日 平成二十四年九月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る一般建設

業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年九月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社クサカ

二 代表者の氏名 日下 通有

三 主たる営業所の所在地 八戸市下長八丁目二〇の五

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第三〇〇五九号

五 取消年月日 平成二十四年九月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年五月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年十月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 国民の生活が第一 一青森県総支部 連合会	代表者 横山 北斗	会計責任者 氏名 地口 あゆみ	主たる事務所の所在地 青森市古川三丁目 二二の三	届出年月日 平成 二四・九・二
---------------------------------------	--------------	-----------------------	--------------------------------	-----------------------

青森県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年十月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称 自由民主党青森県 農村整備建設支部	異動事項 会計責任者 脇川 一生	新	旧 熊谷 國治	届出年月日 平成 二四・九・三
---------------------------------	------------------------	---	------------	-----------------------

政党以外の政治団体

政治団体の名称 藤田光彦後援会	異動事項 主たる事務所の所在地 三沢市桜町二丁目一六の二七	新	旧 三沢市栄町二丁目三一の一四三	届出年月日 平成 二四・九・五
日本薬業政治連盟 青森県支部	会計責任者 平野 陽一		糟谷 幸永	二四・九・二

青森県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年十月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
民主党青森県第2区総支部	平成四・八・一	平成四・九・六

青森県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年十月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
藤田 光彦 (三沢市議会 議員)	藤田光彦後 援会	主たる事 務所の所 在地	三沢市枝町二 丁目一六の二 七	三沢市栄町二 丁目三一の一 四三	平成 二四・九・五

人 事 委 員 会

人事委員会規則六 一五（職員に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一五（職員に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一五（職員に関する規則）の一部を次のように改正する。
別表第二第一号中「心理判定員」の下に「精神保健福祉士」を加え、同表第三号中「関する業務に従事する者」の下に「臨床心理士」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------